

日常生活の様々なリスクを 広くカバーする補償をご案内します！

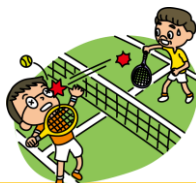
割安な保険料

30%

団体割引適用



傷害補償



例えば… ・交通事故によるケガ ・工作中的ケガ
・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。



個人賠償責任



例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

・買い物中、誤って商品を壊した。

・他人から借りたスーツケースを盗まれた。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれたとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



救済者費用等



例えば… ・乗っていた船舶が遭難し、
捜索救助費用を負担した。

・ケガで長期入院することになり、
家族に駆けつけてもらうことになった。

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。



携行品損害の補償

例えば… ・旅行中、カメラを落として壊してしまった。

・外出中、ハンドバッグをひったくられた。

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



弁護士費用等 (人格権侵害等)



例えば… ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。

・電車内で痴漢され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。

・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負われたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。



補償内容と1か月あたりの保険料

型		家族型		夫婦型		本人型		
タイプ名		FGAタイプ	FGBタイプ	FGCタイプ	FGDタイプ	FGEタイプ	FGFタイプ	
傷害補償	職種級別	A	A	A	A	A	A	
	特定感染症	セット	セット	セット	セット	セット	セット	
	天災危険	セット	セット	セット	セット	セット	セット	
	ご本人	死亡・後遺障害保険金額	5,000万円	3,000万円	4,450万円	3,000万円	3,000万円	1,500万円
		入院保険金日額(1日あたり)	15,000円	10,000円	15,000円	10,000円	13,000円	6,000円
		通院保険金日額(1日あたり)	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	6,500円	3,000円
	配偶者	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	800万円	1,000万円	620万円		
		入院保険金日額(1日あたり)	12,000円	8,000円	12,000円	8,000円		
		通院保険金日額(1日あたり)	8,000円	5,000円	8,000円	5,000円		
	ご親族	死亡・後遺障害保険金額	550万円	300万円				
		入院保険金日額(1日あたり)	7,500円	4,300円				
		通院保険金日額(1日あたり)	5,000円	2,500円				
	個人賠償責任保険金額		国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円
	携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):5,000円)		100万円	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円
救護者費用等保険金額		200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	
弁護士費用等保険金額 (人格権侵害等)		300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
保険料(月払)		17,820円	10,590円	13,030円	8,200円	6,690円	3,380円	

お問い合わせ・お申し込みは

〈お問い合わせ〉

取扱代理店

鹿児島県医師協同組合

FAX : 099-257-1816

TEL : 099-254-8126

メールでの
お問い合わせは ⇒
こちらから



iky-toiwase@kagoshima.med.or.jp

メールまたはFAXにてお
問い合わせください

引受保険会社

東京海上日動火災保険(株)
鹿児島支店営業課
TEL : 099-225-6251

(下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。)

今すぐ
MAIL or FAXで

日常生活補償制度加入希望書

ご氏名		生年月日	年 月 日 (満 才)	ご記入日	令和 年 月 日
ご住所		〒□□□□ - □□□□ 鹿児島県		E-mail	@
連絡先お電話		()	連絡先FAX	()	

をお付けください。 加入したい 詳しい説明を聞きたい 詳しい資料が欲しい 電話が欲しい

※お問い合わせいただきましたら、東京海上日動火災保険(株)の取扱代理店よりご連絡させていただきます。

取扱代理店は、先生方からご提供いただいた上記、加入希望書記載の個人情報を引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)より委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただきます。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他、必要と認められる範囲に限定いたします。